

## 第2編 武力攻撃等事態への対処

### 第1章 実施体制の確立

#### 第1節 初動体制の確立

##### 1 危機管理センター

###### (1) 危機管理センターの設置

市は、危機事象が発生し、市として総合的な対応が必要であるが危機管理対策本部や災害対策本部の設置基準には該当しない場合に、市長の今後の方針決定を補佐し、初動対応を行う組織として、危機管理センターを設置する。

本計画においては、初動対応として国民保護（緊急処理事態）対策本部の設置の指定がない場合に、事態の推移に応じて市域に武力攻撃等災害が拡大することが予測されるようなとき、必要に応じ、危機管理センターを設置する。

###### (2) 危機管理センターと各対策本部との関係

危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護（緊急処理事態）対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。

##### 2 危機管理対策本部及び災害対策本部

###### (1) 危機管理対策本部及び災害対策本部の意義及び役割

市は、原因が不明な事案が発生した場合において、国民保護（緊急処理事態）対策本部の設置の指定の通知を受けるまでの間、又は設置の指定の対象に含まれない場合においては、危機管理対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

###### (2) 国民保護（緊急処理事態）対策本部への移行

国が武力攻撃等事態であることの認定を行った場合において、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、国民保護（緊急処理事態）対策本部に移行し、危機管理対策本部又は災害対策本部は廃止するものとする。

災害対策本部は、国が武力攻撃等事態の認定を行った場合は、（市）対策本部の設置の指定の通知の有無に関わらず、これを廃止する。

国が武力攻撃等事態であることの認定を行った場合においても、対策本部の設置の指定がないときは、事態の態様を判断して、必要と認める場合市長は、国民保護法第26条第2項の規定に基づき、知事に対して設置の指定について要請するよう求める

とともに、設置の指定があるまでの間は引き続き危機管理対策本部又は危機管理センターの体制を維持して、必要な国民（緊急対処）保護措置を実施する。

## 第2節 （市）対策本部の設置等

### 1 （市）対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに（市）対策本部を設置する。

#### (1) （市）対策本部の組織等

##### ア （市）対策本部の組織

本部長 市長

副本部長 助役(防災担当)、助役、収入役、教育長、上下水道事業管理者、市長補佐官(危機管理担当)

本部員 技監、市長補佐官(報道担当)、市長補佐官(観光国際文化担当)、市長公室長、総務局長、財政局長、理財局長、市民人権局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、上下水道局長、教育次長、市立堺病院長、議会事務局長、消防長

なお、副本部長は、本部長が欠けたときあるいは業務を遂行できないとき、上記の順で本部長の代理を務める。

##### イ （市）対策本部の所掌事務

国民（緊急対処）保護措置の実施に関すること。

情報の収集、伝達に関すること。

職員の配備に関すること。

関係機関への応援の要請及び応援に関すること。

他市町村との連携に関すること。

現地対策本部の設置に関すること。

府の現地対策本部との連携に関すること。

その他国民（緊急対処）保護に関する重要な事項の決定に関すること。

##### ウ 対策本部会議

（市）対策本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催し、（市）対策本部としての方針を決定するとともに、方針に基づく国民（緊急対処）保護措置の実施を推進する。

なお、（市）対策本部長は、緊密な連携を図る必要があると認めるときは、国（指定行政機関を含む。）や府（府の執行機関を含む。）及び公共機関の職員の出席を求める。

## (2) (市)対策本部長の権限

(市)対策本部長は、市域における国民(緊急対処)保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民(緊急対処)保護措置を的確かつ迅速に実施する。

| 区 分              | 権 限 内 容  | 要 請 先 等   |
|------------------|--|-----------|
| 総合調整             | 国民保護法の規定に基づき、必要な範囲で、国民(緊急対処)保護措置に関する総合調整           | ・関係機関     |
| 情報提供の求め          | 国民(緊急対処)保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め            | ・(府)対策本部長 |
| 実施状況の報告、資料提出の求め  | 市域に係る国民(緊急対処)保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め             | ・関係機関     |
| 市教育委員会への措置の実施の求め | 市域に係る国民(緊急対処)保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め       | ・市教育委員会   |
| 府に対する総合調整の要請     | 府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する国民(緊急対処)保護措置に関する総合調整の要請 | ・(府)対策本部長 |

なお、(市)国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、(府)国民保護対策本部長において、(国)国民保護対策本部長に対し、総合調整の要請をするよう求める。

## (3) (市)対策本部の開設手順

### ア 対策本部員の参集

対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。なお、勤務時間中の場合は庁内放送を併用する。

勤務時間外で、かつ危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部が設置されていない場合において、設置の指定の通知を受けた当直は、直ちに市長に報告し、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。

### イ 職員の配備

国において事態等の認定がなされた場合には、(市)対策本部長(市長)は、国民(緊急対処)保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮した上で、職員の配備を行う。

| 区 分  | 条 件 等   | 配備基準                     |
|------|---|--------------------------|
| 全員配備 | <p>1 警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、市域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれるとき。</p> <p>2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。</p>                   | 市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備 |
| 対策配備 | <p>1 警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、上記第1項に該当しないとき。（「地域」に含まれない場合又は示されない場合）</p> <p>2 近隣市町村が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき。</p> <p>3 府域（市域を除く。）において、武力攻撃災害が発生したとき。</p> <p>4 他市町村住民の救援の指示を国から受けたとき。</p> | 総合的な応急対策活動に必要な人員を配備      |
| 警戒配備 | <p>1 府域（市域を除く。）において緊急対処事態における災害が発生したとき。</p> <p>2 国による事態認定がなされているが、上記の各項目には該当しない場合。</p>  | 情報収集及び伝達に必要な人員を配備        |

#### ウ 職員の動員の基準

##### (ア) 全員配備の場合

###### a (市)対策本部要員

職員招集システム等により招集するほか、上記全員配備の条件に該当することを承知したときは自動参集するものとする。

###### b その他の職員

各局等における連絡網を活用するほか、全員配備の条件に該当することを承知した場合は、原則として、自動的に所属参集（地域防災計画における「所属参集」に同じ。）するものとする。

ただし、自らが被災した場合や災害発生現場において救助活動等を実施しているものについては、できるだけ速やかに所属長に報告して事後の指示を

受けるものとする。

(1) 対策配備の場合

危機管理センター、危機管理対策本部の要員は、危機管理センター長(危機管理担当市長補佐官)が職員招集システムにより招集する。

その他の職員の招集は、危機管理センター、危機管理対策本部の長の指示に基づき、各局等の長が招集する。

(2) 警戒配備の場合

危機管理センター長又は危機管理副センター長(危機管理室長)が、必要とする指揮下の職員を呼集する。

他の部署の職員が必要な場合は、担当部署との調整による。

エ (市)対策本部の開設

(ア) 危機管理センター長は、(市)対策本部の室内整備、通信システムの構築等の準備を開始するとともに、対策本部会議の開催の準備を指示する。

(イ) (市)対策本部長は、(市)対策本部を設置した場合は、市議会及び知事に対して(市)対策本部を設置した旨を通知する。

オ (市)対策本部の予備開設施設の確保

市は、あらかじめ区役所等を(市)対策本部の予備開設施設に指定し、本庁舎が倒壊した場合などは、速やかに予備開設施設に(市)対策本部を開設し、若しくは移転する。

(市)対策本部を移転する場合は、応急的な対策本部を移転先の区役所に速やかに立ち上げ、国民(緊急対処)保護措置及び通信連絡の中断をなくするよう努める。

カ 市域内に(市)対策本部が設置できない場合

市長は、市域を越える避難が必要で、市域内に(市)対策本部を設置することができない場合には、避難先の市町村長と(市)対策本部の開設場所について協議する。

## 2 現地対策本部の設置

(市)対策本部長は、地域特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全を確認した上で、被災地等に現地対策本部を設置する。

(1) 現地対策本部の組織

ア 現地対策本部長は、被災地域を管轄する区長とする。

イ 現地対策本部に置く副本部長及び本部員は、堺市地域防災計画に定める現地災害対策本部の構成に準じて区長が指名するものとする。

この際、現地対策本部長は、(市)対策本部長に対し、本庁の職員を副本部長又は本部員に指名するよう要請することができる。

ウ (市)対策本部長は、必要と認める場合は、本庁の職員を現地対策本部に派遣し、(市)対策本部との連絡・調整にあたらせる。

(2) 現地対策本部の所掌事務

被害状況の把握に関すること。

市が実施する国民(緊急対処)保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。

現地における関係機関との連絡に関すること。

その他必要な事項

(3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

### 第3節 関係機関との連携体制の確保

市は、消防機関、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、国民(緊急対処)保護措置を実施する。

#### 1 消防機関との連携

市は、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処などの国民(緊急対処)保護措置の実施にあたっては、消防機関との緊密な連携を図る。

#### 2 国・府の対策本部との連携

市は、(府)対策本部及び、府を通じ(国)対策本部と各種の調整や情報共有を行う。

また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との密接な連携を図る。

#### 3 府への措置要請

(市)対策本部長は、国民(緊急対処)保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、(府)対策本部長に対し、その所掌事務に係る国民(緊急対処)保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、(市)対策本部長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### 4 関係機関との連携のための現地調整所の設置

市は、武力攻撃等災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を図るため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

#### 5 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め

##### (1) 緊急対処保護措置実施にあたっての派遣要請の求め

市長は、緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市の区域に係る緊急対処保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（防衛省自衛隊大阪地方協力本部長又は堺市国民保護協議会委員たる隊員）に連絡する。

##### (2) 国民保護措置実施にあたっての派遣要請の求め

市長は、国民保護措置実施にあたっての自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請の求めについては、その必要性を慎重に判断した上で行う。

#### 6 指定（地方）公共機関への措置要請

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民（緊急対処）保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市長等は、当該機関の業務の内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### 7 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

##### (1) 他の市町村長に対する応援の要求

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村の長等に対して応援を求める。（応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づいて行う。）

##### (2) 府に対する応援の要求

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。

##### (3) 事務の一部委託

市が、国民（緊急対処）保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、当該地方公共団体と協議して次の事項について定める。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁
- ・ その他委託事務に関し必要な事項

委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 8 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市長等は、これらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。

### (2) 他の普通地方公共団体の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あつせんを求める。

## 9 市の行う応援

### (1) 他の市町村に対して行う応援

ア 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民（緊急対処）保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。

イ 他の市町村から市町村の事務又は市町村長の権限に属する事務（国民（緊急対処）保護措置に係る事務を含む。）の一部について委託を受けたときは、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市民等に公示を行い、府に届け出る。



(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援

市長は、指定（地方）公共機関の行う国民（緊急対応）保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民（緊急対応）保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

**10 市民等の自発的な協力と連携**

市長は、市民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、市民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

## 第 2 章 住 民 の 避 難

### 第 1 節 警 報

#### 1 警報の通知・伝達の流れ

##### (1) (国)対策本部長

武力攻撃等から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令することとされている。

##### 【警報に定める事項】

武力攻撃等事態の現状及び予測

武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域

その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

なお、緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

##### (2) 都道府県知事

警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他関係機関に通知することとされている。

なお、緊急対処事態においては、(国)対策本部長の決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、通知することとされている。

#### 2 警報の伝達・通知先

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市民等並びに関係のある公私の団体（自治会、女性団体、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、青年会議所、医師会など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、消防組合、その他の関係機関（市立堺病院、保育所など）に通知する。

なお、緊急対処事態においては、(国)対策本部長の決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、伝達・通知する。

#### 3 伝達・通知方法

(1) 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。

(2) 市長は、市職員を指揮するとともに消防機関と連携し、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報の内容を伝達する。

(3) 市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

#### 4 サイレンの使用

サイレンの使用は、次を基準とする。

- (1) 市の地域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれる場合又は市長が特に必要と認める場合

原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃等事態において警報が発令された事実等を周知する。

- (2) 市の地域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線やホームページの掲載等の手段により周知する。

#### 5 災害時要援護者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

- (1) 在宅の災害時要援護者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意した上で、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、又、消防機関のほか、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。

- (2) 社会福祉施設・介護保険施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設、介護保険施設及び病院を把握し、その管理者と協議のうえ、電話、ファクシミリ、インターネット等により伝達する。

- (3) 日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達に当たり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

#### 6 警報の解除

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。

なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

#### 7 応急措置としての緊急通報の発令

武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、知事による緊急通報の発令により対応することとされている。詳しくは、第4章第2節参照。

## 第2節 避難の指示

### 1 避難の指示の流れ

- (1) (国)対策本部長は、警報を発令した場合で、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域(避難経路地域を含む。)の都道府県知事に対し、直ちに次の内容の避難措置の指示を行うとともに、それ以外の知事にも通知することとされている。

#### 【避難措置の指示の内容】

住民の避難が必要な地域(要避難地域)

住民の避難先となる地域(避難先地域及び避難経路地域)

住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- (2) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、次の内容の避難の指示を行うこととされている。

#### 【避難の指示の内容】

(国)対策本部長から示された避難措置の指示の内容

主要な避難の経路

避難のための交通手段

その他避難の方法

### 2 避難の指示の伝達

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、消防機関及び府警察などの協力を得て、警報の伝達に準じてその内容を、できるだけ速やかに、市民等及び関係ある公私の団体へ伝達する。

### 3 情報の提供

市は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を円滑に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

### 4 応急措置としての退避の指示

武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため緊急

の必要があると認めるときは、応急措置として、市長による退避の指示により対応する。詳しくは、第4章第2節参照。

### 第3節 避難誘導

#### 1 避難誘導の流れ

- (1) 市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を市民等及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関等に通知する。
- (2) 市長は、避難実施要領に基づき、市の職員を指揮し、消防機関、府警察、海上保安部等及び自衛隊等の関係機関の協力、また、市民等の自発的な協力を得るなどして、避難住民を誘導する。

#### 2 避難実施の基本要領

要避難地域から、避難先地域への避難にあたっては、通常、以下のような避難所・集合場所などの結節点を設け、段階的な避難を基本とする。

- (1) 堺市地域防災計画で指定する避難所(主に公立の小中高等学校)への集合
  - ・ 避難所では、市職員を配置して、避難住民を把握し、避難実施要領の説明、一時集合場所への移動要領、自ら避難することが困難な者への対応(車両の配車等)等を行う。
  - ・ 避難所までの住民避難が必要な場合、町内会、自治会等ごと居住地周辺の公園又は空き地等に集合し、集団で避難所まで避難する。
  - ・ 自ら避難することが困難な者のうち、市民等の協力を得て移動できる者は、一般の市民等と行動をともにする。
  - ・ 自ら避難することが困難な者のうち、医師等専門の補助を要する者については、車両等で直接避難先地域の病院等へ移動する。
- (2) 一時集合場所への移動
  - ・ 市職員、消防職員等が市民等を先導して、自主防災組織の役員等の協力を得ながら、避難所から指定された一時集合場所へ徒歩で移動する。
  - ・ 学校園等にいる幼児児童生徒で、避難所において保護者に引き渡せなかった者は教職員等の誘導で一時集合場所に移動する。
  - ・ 事業所等にあつては、代表者等が誘導して一時集合場所に移動する。
  - ・ 一時集合場所においては、市職員を配置して、避難先(施設)の割り振り、食料等の給与等一部の救援を行う。また、臨時救護所を設置する。
- (3) 避難先地域(施設)への移動
  - ・ 避難先地域(施設)への移動は、校区を単位として、公共交通機関又は借り上げバス等により行う。

- ・ 避難先地域（施設）に到着後、市民等の安否確認を実施する。
- ・ 事業所等からの避難者のうち、自宅等へ帰宅する者については、一時集合場所又は避難先地域からそれぞれ帰宅する。

ただし、実際の避難は、これらに事態の状況や利用できる交通機関、気象条件や避難所までの距離などが加わるため、その現場に応じた内容で、移動先がはっきりとわかるようきめの細かい広報を行いながら、実施することとなる。

### 3 避難実施要領の作成・伝達・通知

#### (1) 避難実施要領の作成

ア 市長は、知事から避難の指示を受けたときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関（市の他の執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊など）の意見を聴きつつ、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。

また、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに避難実施要領を変更する。

#### イ 避難実施要領に定める事項

避難実施要領には、通常、次の事項を定める。

- 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- 避難先
- 一時集合場所及び集合方法
- 集合時間
- 集合にあたっての留意事項
- 避難の手段及び避難の経路
- 市職員、消防職員等の配置等
- 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- 要避難地域における残留者の確認
- 避難誘導中の食糧等の支援
- 避難住民の携行品、服装
- 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
- 上記のほか、避難の実施に必要な事項

#### ウ 避難実施要領を作成する際の留意事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に留意する。

避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定）

事態の状況の把握（警報の内容や被災状況の分析）

特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

避難住民の概数の把握

誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による避難））

輸送手段の確保の調整

府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定

要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置等）

避難経路や交通規制の調整（府警察との避難経路の選定、自家用車等の使用にかかる調整）

職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

関係機関との調整（連絡手段の確保）

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府）対策本部との調整、（国）対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

## (2) 避難実施要領の伝達・通知

ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、市民等及び関係ある公私の団体に伝達する。

イ 市長は、市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 市長は、放送事業者に連絡するとともに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

## 4 避難実施要領のパターン

### (1) 基本パターン

市は、避難実施要領を迅速に作成するため、以下の4パターンを想定し、避難実施要領の基本パターンとしてあらかじめ作成する。

| 番号 | 避難形態 | 想定内容等   |
|----|------|---|
|    | 応急避難 | ・当面の危険から身の安全を確保するための応急的な避難又は退避<br>・屋内避難(退避)が原則<br>・状況が不明な場合や災害発生現場における応急的な避難が必要な場合を想定 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 市域内での避難         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10万人規模の避難</li> <li>・ 生活関連等施設に係る立ち入り制限区域の指定が行われ、当該施設の周辺の市民等に対し避難の指示があった場合にも準用</li> </ul> |
| 市域及び府下近隣市町村への避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20万～30万人規模の避難</li> <li>・ 夜間の避難を想定</li> </ul>  |
| 府域外への避難         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 80万人規模の避難</li> <li>・ 市域の一部が放射能汚染された場合を想定</li> </ul>                                     |

いずれのパターンも、時間的余裕はなく迅速な避難が必要な場合を想定する。

## 5 避難住民の誘導

### (1) 市職員による避難誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員を指揮し、消防機関と連携して、避難住民の誘導を行う。

イ 市長は、安全を十分に確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市職員等には、防災服、腕章、旗、及び特殊標章等（緊急対処事態においては特殊標章等を除く。）を携行させる。

ウ 避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

エ 市は避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけや戸別訪問等により確認する。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

オ 市長は、避難住民の誘導にあたって、必要に応じ、食料・飲料水や医療の提供などを行う。

カ 市は、必要に応じて、自主防災組織や自治会等地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

### (2) 関係機関との連携

ア 市長は、市職員や消防組合管理者が指揮する消防職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長などに対して、警察官、海上保安官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難誘導を要請する。

また、市長は、警察官等が行う避難誘導に関し、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。



- イ 市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町村長と次のような調整を行う。
- (ア) 避難実施要領を定めるときは、事前に避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、策定した避難実施要領を当該市町村長に連絡する。
  - (イ) 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。
  - (ウ) 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。
- ウ 市長は、府域を超えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請する。
- エ 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者に対し、安全の確保に十分配慮したうえで、誘導に必要な援助について、自発的な協力を要請する。
- (3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整
- 市長は、市民等を誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的事項の調整を行う。
- 市域を超えて避難住民の運送が必要となる場合もしくは複数の市町村長による運送の求めが競合する場合は、知事が運送の求めを行うこととされている。
- (4) 災害時要援護者の避難誘導
- ア 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。
  - イ 市は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。
  - ウ 市は、病院、社会福祉施設、介護保険施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送など要請するなどして実施する。
  - エ 市は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、消防機関、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊に協力を要請する。
- (5) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導

ア 市は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は幼児児童生徒を保護者へ引き渡しができる場合を除き、事業所、学校園単位での避難ができるよう関係者に避難誘導の補助について協力を要請し、避難誘導を行う。

イ 市は、他市町村からの通勤通学者、旅行者、一時滞在者等が速やかに帰宅できるよう、鉄道等の公共交通機関の運行状況や周辺道路（歩道）状況に関する情報等を提供する。

ウ 市教育委員会等は、避難までに時間的余裕がない場合又は幼児児童生徒を保護者へ引き渡しができない場合においては、教職員等が行動をともにして避難するなど、市の実施する避難誘導を補助するものとする。

エ 市は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の事故防止、市民等の不安軽減を図る。

#### (6) 安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃等事態の推移、武力攻撃等災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。

#### (7) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

## 6 事態想定を踏まえた避難誘導

市は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃等事態の特徴、留意点を踏まえ、避難誘導を行う。

### (1) 着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり、事前の準備が可能であることから、戦闘が行われる地域から先行して市域外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借り上げバスを利用して、要避難地域の市民は他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にある通勤・通学者等は他市町村・他府県にある自宅等へ避難する。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の市民等を短期間で遠方に避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、（国）対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難指示を踏まえ、適切に対応することとする。

### (2) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが

一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定され、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(3) 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、更に、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(4) 航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、又、攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

(5) 緊急処理事態における攻撃の場合

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似した態様が想定されるため、それに準じた避難を行う。

(6) NBC攻撃の場合

ア 核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。又、熱線・熱風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射性降下物は爆心地付近から風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減を確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

また、直接の被害は受けませんが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難する。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借り上げバスを利用して他市町村・他府県にある避難施設や自宅等へ避難する。

イ 生物兵器を用いた攻撃の場合、

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気から密閉性の高い室内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難する。

ウ 化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。また特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

表：事態類型等と避難の特徴

| 避難の特徴<br>事態類型等    |   | 被害の範囲<br>避難先までの距離<br>(主たる避難先)   | 予測の可否<br>避難までの時間的余裕    | 主な避難手段                                       |
|-------------------|---|---|------------------------|--|
| 武力<br>攻撃<br>事態    | 着上陸侵攻                                   | 広い範囲<br>遠くへ避難<br>(他市町村・他府県)   | 予測は可能<br>時間的余裕あり       | 公共交通機関・借上<br>バス                              |
|                   | ゲリラ・特殊部<br>隊による攻撃                       | 狭い範囲<br>近くへ避難<br>(近傍の施設・市町村内)   | 予測は困難<br>時間的余裕なし       | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス                        |
|                   | 弾道ミサイル<br>攻撃(通常弾<br>頭)                  | 狭い範囲<br>近くへ避難<br>(近傍の施設・市町村内)   | 予測は可能<br>時間的余裕なし       | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス                        |
|                   | 航空攻撃(通常<br>弾頭)                          | 広い範囲<br>近くへ避難<br>(近傍の施設・市町村内)   | 予測は可能<br>時間的余裕なし       | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス                        |
| 緊急処理事態            |   | 狭い範囲<br>近くへ避難<br>(近傍の施設・市町村内)   | 予測は困難<br>時間的余裕なし       | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス                        |
| N<br>B<br>C<br>攻撃 | 核兵器<br>弾道ミサイル<br>(核弾頭)<br>航空攻撃<br>(核弾頭) | ・爆発の被害を受ける地<br>域<br>近くへ避難後、遠くへ<br>避難(他市町村・他府県)<br><br>・放射性降下物の被害を<br>受ける地域<br>遠くへ避難<br>(他市町村・他府県) | 時間的余裕なし<br><br>時間的余裕なし | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス<br><br>公共交通機関・借上<br>バス |
|                   | 生物兵器                                    | 近くへ避難<br>(近傍の施設・市町村内)   | 時間的余裕なし                | 徒歩<br>公共交通機関・借上<br>バス                        |
|                   | 化学兵器                                    |   |                        |  |

## 第 3 章 避難住民等の救援

### 第 1 節 救援の実施

#### 1 救援の流れ

- (1) (国) 対策本部長は、避難先地域を管轄する都道府県知事及び必要に応じ武力攻撃等災害による被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示することとされている。
- (2) 上記指示を受けた知事は、府と同等の立場で救援を行うこととされている指定都市の長に対して指示の内容を通知するとともに、必要な(3)に掲げる救援措置に関する事前の調整を実施することとされている。
- (3) 市長は、次に掲げる救援措置を実施する。
  - 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
  - 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 医療の提供及び助産
  - 被災者の捜索及び救出
  - 火葬
  - 電話その他の通信設備の提供
  - 武力攻撃等災害を受けた住宅の応急修理
  - 学用品の給与
  - 死体の捜索及び処理
  - 武力攻撃等災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 救援実施における基本的事項

##### (1) 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下、「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事を経由して厚生労働大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

##### (2) 避難住民の受入調整

避難住民の受入は、地域防災計画に定める指定避難所における収容可能人員を基準とし、受入期間の長短を考慮して、可能な範囲で最大数の受入を行う。

地域防災計画に定める広域避難地は、避難が長期化する場合における応急仮設住

宅等の建設用地としての使用が見込まれるが、比較的短期間（数日程度）の場合には、天幕等による避難所を開設して、避難住民等の受入を行う。

(3) 避難所の開設運営

避難所の開設運営は、地域防災計画における要領に準じて行う。

(4) 状況の特性に応じた救援

救援の初期段階においては、衣・食・住の基本的な救援を重視し、長期化する場合は、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の供与、福利厚生充実、幼児児童生徒の教育環境の整備等避難住民の生活基盤の安定等のための救援を重視して行う。また、武力攻撃等災害による負傷者等が多い場合は、避難所に臨時救護所を開設する等状況の特性に応じた救援の実施に努める。

救援の長期化が予想される場合あるいは多数の負傷者等がある場合は、必要な支援が受けられるよう、早期に、府及び国と支援内容について調整する。

(5) 関係機関等との連携

ア 府との連携

市長は、救援を実施するため必要と判断するときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めよう、具体的な内容を示して要請する。

イ 他の市町村との連携

市長は、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請するとともに、協定を締結している他の都道府県の市（政令市）に応援を要請する。

ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携

市長は、日本赤十字社大阪府支部がその業務に関し、知事又は政令指定都市の長が行う救援に協力するとともに、知事又は政令指定都市の長から委託を受けて救援又はその応援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。

エ 指定（地方）公共機関との連携

市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関がその業務に関し、知事、市長の求めを受け、その業務に関する国民（緊急対処）保護の分野で、国民保護業務計画に基づき救援活動を実施することとされていることから、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携する。

この際、市長は知事及び大阪市長と、事前に、運送事業者である指定（地方）公共機関の運用等について調整する。

オ 指定（地方）行政機関との連携

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関の長に対し、救援に係る物資の供給その他必要な支援を求めよう。

カ 避難住民等との連携

市長又は市の職員は、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保について十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

(6) 特定物資の収用、保管及び土地の使用等

ア 特定物資の売り渡しの要請及び収用

(ア) 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の特定物資の所有者に対し、特定物資の売り渡しを要請する。

- 医薬品    食品    寝具    医療機器その他衛生用品    飲料水
- 被服その他生活必需品
- 建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）
- 燃料

その他救援実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

(イ) 市長は、正当な理由がなく前項の要請に応じない業者に対して必要があると認めるときは、次の様式による公用令書を交付して、当該特定物資を収用する。

|                              |     |                      |      |      |                           |
|------------------------------|-----|----------------------|------|------|---------------------------|
| 収用第                          | 号   | <b>公 用 令 書</b>       |      |      |                           |
|                              |     | 氏名                   |      |      |                           |
|                              |     | 住所                   |      |      |                           |
|                              |     | 第81条第2項              |      |      |                           |
|                              |     | 第81条第4項              |      |      |                           |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |     | 第183条において準用する第81条第2項 |      |      |                           |
|                              |     | 第183条において準用する第81条第4項 |      |      |                           |
| の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。        |     |                      |      |      |                           |
| （理由）                         |     |                      |      |      |                           |
| 年    月    日                  |     |                      |      |      |                           |
|                              |     |                      |      | 処分権者 | 氏名                      印 |
| 収用すべき物資の種類                   | 数 量 | 所在場所                 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備 考                       |
|                              |     |                      |      |      |                           |
|                              |     |                      |      |      |                           |
|                              |     |                      |      |      |                           |
|                              |     |                      |      |      |                           |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

イ 特定物資の保管

市長は、救援にあたり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資を取り扱う業者に対し、次の様式による公用令書を交付して、特定物資の保管を命ずる。

|   |         |  |
|---|---------|--|
| 保管第 号   | 公 用 令 書 |  |
|   |         | 氏名<br>住所   |
|   |         | 第81条第3項<br>第81条第4項<br>第183条において準用する第81条第3項<br>第183条において準用する第81条第4項 |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律<br>の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。<br>(理由) |         |  |
| 年 月 日   |         |  |
|   |         | 処分権者 氏名 印  |
| 保管すべき物資の種類  | 数 量     | 保管すべき場所  |
| 保管すべき期間   | 備 考     |  |
|   |         |  |
|   |         |  |
|   |         |  |
|   |         |  |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。



ウ 土地等の使用

(ア) 市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うため、土地、家屋又は物資（以下、「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、次の様式による公用令書を交付して、当該土地等を使用する。

(イ) 市長は、前項の場合で、正当な理由がなく土地等の所有者若しくは占有者が同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで当該土地等を使用する。

|                              |                |                   |
|------------------------------|----------------|-------------------|
| 使用第 号                        | <b>公 用 令 書</b> |                   |
|                              |                | 氏名                |
|                              |                | 住所                |
|                              |                | 第82条              |
|                              |                | 第183条において準用する第82条 |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |                |                   |
| の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。 |                |                   |
| （理由）                         |                |                   |
| 年 月 日                        |                |                   |
|                              |                | 処分権者 氏名 印         |
| 名 称                          | 数 量            | 所在場所              |
| 範 囲                          | 期 間            | 引渡月日              |
| 引渡場所                         | 備 考            |                   |
|                              |                |                   |
|                              |                |                   |
|                              |                |                   |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

エ 公用令書の取消

市長は、特定物資の保管、収用及び土地等の使用等の必要がなくなった場合は、遅滞なく公用令書を交付した相手方に、次の様式による公用取消令書を交付する。

|   |                    |         |                      |
|---|--------------------|---------|----------------------|
| 取消第 号   | <b>公 用 取 消 令 書</b> |         | 氏名                   |
|   |                    |         | 住所                   |
|   |                    |         | 第81条第2項              |
|   |                    |         | 第81条第3項              |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律                    |                    |         | 第81条第4項              |
|   |                    |         | 第82条                 |
|   |                    |         | 第183条において準用する第81条第2項 |
|   |                    |         | 第183条において準用する第81条第3項 |
|   |                    |         | 第183条において準用する第81条第4項 |
|   |                    |         | 第183条において準用する第82条    |
| の規定に基づく公用令書( 年 月 日第 号)に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における |                    |         |                      |
| 国民の保護のための措置に関する法律施行令                            | 第16条               |         | の規定により、              |
| これを交付する。  | 第52条において準用する第16条   |         |                      |
| ( 取り消した処分の内容 )                                  |                    |         |                      |
| 年 月 日   |                    |         |                      |
|   |                    | 処分権者 氏名 | 印                    |

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

オ 公用令書及び公用取消令書の交付は、交付すべき相手が不明な場合においても、事後において所在等が判明したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

### 3 救援の措置

#### (1) 収容施設の供与

##### ア 避難所の開設、管理運営

(ア) 市長は、避難住民を受け入れる場合は、堺市地域防災計画で指定する避難所(主に公立の小中高等学校)などの中から、必要な施設を避難所として選定し、当該避難所に職員を配置して、避難所を開設・運営する。

(イ) 高齢者、身体障害者等(以下、「高齢者等」という。)で日常の生活上特別の配慮要する者に対しては、協定を締結している病院、社会福祉施設等を中心に福祉避難所(高齢者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する施設)を開設する。

(ウ) 避難の期間が比較的短期間でかつ避難所の収容能力を超える場合は、地域防災計画に定める広域避難地及び災害時の応急仮設住宅建設候補地等に天幕等を

設置して新たな避難所として開設する。

#### イ 避難所の管理運営にあたり留意すべき事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。

避難者数・世帯数の把握(避難者台帳の作成など)

正確かつ迅速な情報の伝達(国民(緊急対処)保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など)

健康相談(心的外傷後ストレス障害(P T S D)を含む。)の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など

災害時要援護者等への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など)

避難生活長期化への対応(生活相談の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など)

#### ウ 応急仮設住宅等の確保

市は、避難が長期化する場合又はそのおそれがある場合は、長期避難住宅を設置して避難住民を収容する。又、必要に応じ、長期避難住宅に代えて、福祉施設、賃貸住宅、宿泊施設の居室等の借り上げを実施する。

避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後においても、居住すべき住家のない者に対しては、応急仮設住宅を建設して収容する。

#### (2) 食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、救援のために必要な食品(高齢者用食品、粉ミルク等を含む)の給与、飲料水の供給、被服、寝具、衛生用品(おむつ、生理用品等)その他生活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与にあたっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。その際、避難所に配置した職員により避難住民等のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた物資の給与又は貸与に努める。

又、市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、近隣市町村又は府に応援を要請する。

#### ア 飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

配水池等の給水拠点での給水の実施

給水車・トラック等による給水の実施

仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施

給水用資機材の調達

市民等への給水活動に関する情報提供

飲料水の水質検査及び消毒

パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与 生活必需品の給与・貸与

市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。

避難所ごとの必要量の算定

備蓄物資の給与又は貸与

協定を締結している物資の調達

(3) 医療の提供及び助産

ア 医療救護活動の実施

市は、府及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃等災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

市は、医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃等災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の救護所を開設する。

(ア) 医療情報の収集・提供活動

市は、堺市医師会・消防組合等の協力を得て、医療関係者・医療施設の被害状況・活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、市民等に対し可能な限り情報提供する。

(イ) 現地医療対策

市は、府及び医療関係機関と連携して、武力攻撃等災害の状況に応じた適切な現地医療活動を実施する。

a 現地医療の確保

(a) 医療救護班の編成・派遣

市は、堺市医師会及び病院等の協力を得て、医療救護班を編成、派遣し医療救護活動を実施する。なお、市単独では十分に対応できない場合は、原則として、府に対して及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に対して、医療救護班の派遣要請を行う。

(b) 医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用して移動するものとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府と調整して搬送手段を確保し、搬送する。

(c) 救護所の設置・運営

市は、堺市医師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、医療救護所を設置し運営する。なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関を医療救護所とする。

(d) 医療救護班の受入・調整

市は、府と連携し、堺市医師会等の協力を得て、医療救護班の受入窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

b 現地医療活動

(a) 救護所における現地医療活動

応急救護所における現場救急活動

武力攻撃等災害発生直後に災害拠点病院(市立堺病院)から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急措置やトリアージ(治療の優先順位付け)等の現場救急活動を行う。

医療救護所における臨時診療活動

医療救護班が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(b) 医療救護班の業務

患者に対する応急処置

医療機関への搬送の要否及びトリアージ

搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

助産救護

避難住民等の健康管理

死亡の確認

その他状況に応じた処置

(ウ) 後方医療対策

市は、府及び医療関係機関と連携して、後方医療対策を実施する。

a 受入病院の選定と搬送

市は、府から得た医療機関の患者受入情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

b 患者搬送手段の確保

(a) 陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として消防機関が保有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と調整して搬送車両を確保する。

(b) 空路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等の確保を要請する。

(c) 海路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、船舶の確保を要請する。

c 災害医療機関の役割

災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。

| 区分                              | 役割  |
|---------------------------------|---|
| 基幹災害医療センター<br>：大阪府立急性期・総合医療センター | 地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を実施   |
| 地域災害医療センター(災害拠点病院)<br>：市立堺病院    | 1 24時間緊急対応による救急患者の受入と高度医療の提供<br>2 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整<br>3 地域の医療機関への応急医療資器材の貸し出し等の支援   |
| 特定診療災害医療センター<br>：府立母子総合医療センター等  | 循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施<br>1 疾病患者の受入と高度な専門医療の提供<br>2 疾病患者に対応する医療機関間の調整<br>3 疾病患者に対応する医療機関等への支援<br>4 疾病に関する情報の収集及び提供 |
| 市町村災害医療センター<br>：大阪労災病院          | 1 市の医療拠点としての患者の受入<br>2 災害拠点病院等との連携による、患者の受入に係る地域の医療機関間の調整   |
| 災害医療協力病院<br>：救急指定病院             | 災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者の受入を実施   |

(I) 医薬品等の確保・供給活動

市は、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救助活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。

(オ) 個別疾病対策

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各

専門医会等関係機関と連携して、現地医療活動、後方医療活動を行う。

(4) 被災者の捜索・救出

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合においては、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察、海上保安本部等及び自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃等災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施する。

(5) 遺体の処理、火葬等

ア 遺体の処理、火葬等の手続の特例

厚生労働省は、大規模な武力攻撃等災害の発生により火葬等を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、墓地、埋葬等に関する法律に定められている火葬等の許可や手続の特例を定めることとされている。

イ 市が行う措置

(ア) 市は、遺族が遺体の処理、火葬又は埋葬を行うことが困難もしくは不可能である場合、必要に応じて次の措置を実施する。

なお、身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査に努めるとともに、必要な措置を実施する。

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

火葬又は埋葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置

火葬場の稼動状況、遺体収容物の確保状況等関連する情報の収集及び遺体収容物の調達、遺体搬送の手配等

遺体の火葬、遺族等に対する遺体・遺骨収容物の支給

市は、自ら遺体の処理、火葬を実施することが困難であるときは、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

(イ) 市は、大規模な武力攻撃等災害の発生により、ア項の厚生労働大臣が別に定める特例措置が定められた場合は、それに従い火葬等の措置を実施する。

ウ 府が行う措置

府は、市から措置の要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の市町村への指示、他都道府県への応援要請を行うこととされている。

エ 府警察、海上保安部等が行う措置

(ア) 府警察、海上保安部等は、遺体安置場所等において、医師との連携に配慮し、迅速に検視(見分)を行い、遺族等への遺体の引渡等に努めることとされている。

(イ) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努めることとされている。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、必要と認めるときは、府を通じて電気通信事業者である指定（地方）公共機関の協力を得て、避難所に避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する。

(7) 武力攻撃等災害を受けた住宅の応急修理

市は、住宅の被災状況の把握に努める。又、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害を受けるおそれなくなった場合において、武力攻撃等災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、その居室、炊事場及び便所など必要最小限度の部分の応急修理を行う。

(8) 学用品の給与

市は、小学校児童・中学校生徒（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集把握に努め、必要に応じ、被災した児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(9) 生活支障物の除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害を受けるおそれなくなった場合において、必要に応じ、武力攻撃等災害により住居又はその周辺に運ばれた障害物（土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去を行う。

この際、特殊な技術又は器材等が必要な場合は、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋を要請する。

## 第2節 安否情報の収集・報告・照会及び回答

### 1 安否情報の収集

(1) 市長は、避難住民及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した者の安否情報を収集する。

(2) 収集の対象者

安否情報として収集する対象者は、要避難地域の市民等であって、指定された避難所に避難している者又は要援護者等で収容施設等に避難している者及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した者を主対象とし、帰宅困難者及び親戚・知人宅等への避難者は原則として含まないものとする。

なお、要避難地域において残留する者の安否情報については、消防・警察及び市民等の協力を得て、可能な限り収集に努める。

(3) 収集する項目及び方法

ア 安否情報の収集は、様式第1号及び様式第2号の項目について、必要事項を可能な範囲で、市職員自ら又は警察、消防及び病院等の関係機関並びに収容施設の管理者等の協力を得て行う。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲において自主的な判



断に基づくものであることに留意する。

イ 国において開発されている安否情報システムが運用(平成19年運用開始予定)開始された場合は、同システムによる他の自治体及び関係機関からの情報のほか、協定等に基づく公共的団体及び民間企業等からの入力情報により、収集体制を強化する。

【様式第1号】（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

|   |               |
|---|---------------|
| 氏名  |               |
| フリガナ  |               |
| 出生の年月日  | 年 月 日         |
| 男女の別  | 男 女           |
| 住所（郵便番号を含む。）  |               |
| 国籍  | 日本 その他（ ）     |
| その他個人を識別する情報  |               |
| 負傷（疾病）の該当   | 負傷 非該当        |
| 負傷又は疾病の状況   |               |
| 現在の居所   |               |
| 連絡先その他必要情報  |               |
| 親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。       | 回答を希望しない      |
| 知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、で囲んでください。            | 回答を希望しない      |
| ～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうかで囲んで下さい。 | 同意する<br>同意しない |
| 備考  |               |

（注1）本収集は国民保護法第9条第4項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第9条第5項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄に記入願います。

【様式第2号】（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

|                                    |               |
|------------------------------------|---------------|
| 氏名                                 |               |
| フリガナ                               |               |
| 出生の年月日                             | 年 月 日         |
| 男女の別                               | 男 女           |
| 住所（郵便番号を含む。）                       |               |
| 国籍                                 | 日本 その他（ ）     |
| その他個人を識別するための情報                    |               |
| 死亡の日時、場所及び状況                       |               |
| 遺体が安置されている場所                       |               |
| 連絡先その他必要情報                         |               |
| ～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない |
| * 備考                               |               |

（注1）本収集は国民保護法第9条第4項第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第9条第5項第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

|         |  |     |  |
|---------|--|-----|--|
| の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所 |  | 続柄  |  |

（注5）の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(4) 安否情報の整理

ア 市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも

真偽が定かでない情報については、その旨がわかるように整理しておく。

イ 安否情報システムの運用が開始された場合は、同システムに電子データを入力することによって整理する。

## 2 知事に対する安否情報の報告

### (1) 報告方法

市長は、収集、整理した安否情報を、原則として、安否情報省令に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、電子メールで送信する。

電子メールによる報告ができない場合や緊急の場合は、口頭、電話、ファクシミリその他適宜の方法で行う。

### 【様式第3号】（第2条関係）

#### 安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名

| 氏名 | フリガナ | 出生の年月日 | 男女の別 | 住所 | 国籍 | その他個人を識別するための情報 | 負傷疾病の該当 | 負傷又は疾病の状況 | 現在の居所 | 連絡先その他関係者への回答の有無 | 親族・同居者への回答の有無 | 知人への回答の希望 | 親戚・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意 | 備考 |
|----|------|--------|------|----|----|-----------------|---------|-----------|-------|------------------|---------------|-----------|--------------------------|----|
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |
|    |      |        |      |    |    |                 |         |           |       |                  |               |           |                          |    |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  
 3 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。  
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。  
 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

### (2) 報告時期

安否情報の報告は、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の救援その他の国民（緊急対処）保護措置の実施状況を勘案し、市長の判断により適時に知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。

## 3 安否情報の提供

### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口を各区役所に設置するとともに、照会窓口の電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを、市民等に周知する。

イ 市民等からの安否情報の照会については、原則として、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるが、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

|   |                         |   |
|---|-------------------------|---|
|   |                         | 年 月 日   |
| 総務大臣<br>（都道府県知事） 殿<br>（市町村長）                                    |                         | 申請者<br>住 所（居 所）<br>氏 名  |
| 下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。 |                         |   |
| 照会をする理由<br>（ を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。）                           |                         | 被照会者の親族又は同居者であるため。<br>被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。<br>その他<br>（ ） |
| 備 考   |                         |   |
| 被照会者を特定するために必要な事項   | 氏 名                     |   |
|   | フリガナ                    |   |
|   | 出生の年月日                  |   |
|   | 男女の別                    |   |
|   | 住 所                     |   |
|   | 国 籍<br>（日本国籍を有しない者に限る。） | 日本 その他（ ）   |
|   | その他個人を識別するための情報         |   |
| * 申請者の確認  |                         |   |
| * 備 考   |                         |   |

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 \*印の欄には記入しないで下さい。

(2) 安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意のうえで、様式第5号による書面で速やかに回答する。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第5号】（第4条関係）

### 安 否 情 報 回 答 書

|                                     |                         |                            |        |
|-------------------------------------|-------------------------|----------------------------|--------|
| 殿                                   |                         | 年 月 日                      |        |
|                                     |                         | 総務大臣<br>（都道府県知事）<br>（市町村長） |        |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                         |                            |        |
| 避難住民に該当するか否かの別                      |                         |                            |        |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別      |                         |                            |        |
| 被<br>照<br>会<br>者                    | 氏 名                     |                            |        |
|                                     | フリガナ                    |                            |        |
|                                     | 出生の年月日                  |                            |        |
|                                     | 男女の別                    |                            |        |
|                                     | 住 所                     |                            |        |
|                                     | 国 籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日 本                        | その他( ) |
|                                     | その他個人を識別するための情報         |                            |        |
|                                     | 現在の居所                   |                            |        |
|                                     | 負傷又は疾病の状況               |                            |        |
|                                     | 連絡先その他の必要情報             |                            |        |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

### (3) 照会の要件と回答の内容

安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書などにより行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の要件と回答内容を基準に、安否情報省令第5条に規定する様式第5号により回答する。

| 要 件                                     | 回 答 内 容   |
|---|---|
| 本人の同意がないとき<br>又は<br>公益上特に必要があると認められないとき | 避難住民に該当するか否か<br>及び<br>死亡し又は負傷しているか否か  |
| 本人の同意があるとき<br>又は<br>公益上特に必要があると認められるとき  | 氏名<br>生年月日<br>性別<br>住所<br>国籍（日本国籍を有しないものに限る。）<br>個人を識別するための情報（からのいずれかに掲げる情報が不明な場合）<br>居所（死体の所在）<br>負傷・疾病状況（死亡日時・場所・状況）<br>連絡先<br>その他（安否の確認に必要と認められる情報）<br><br>からのうち必要最小限の情報を回答する。 |

#### 4 日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社から協力依頼があった場合は、市が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを提供するなど必要な協力を行う。

#### 5 個人情報の保護等への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族の心情に配慮する必要があることに留意する。

## 第 4 章 武力攻撃等災害への対処

### 第 1 節 関係機関の役割

#### 1 国の役割

国は、武力攻撃等災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、（国）対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃等災害の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、都道府県知事の要請があったときは、（国）対策本部長の求めに応じ、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

#### 2 府の役割

府は、府域に係る武力攻撃等災害を防除又は軽減するため、武力攻撃等災害への対処に関する必要な措置を講ずることとされている。

知事は、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃等災害が発生し、国民（緊急対処）保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃等災害を防除及び軽減することが困難であるときは、（国）対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

#### 3 市・消防機関の役割

市は、市の区域に係る武力攻撃等災害を防除及び軽減するため、武力攻撃等災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

市長は、市の区域に係る武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、（国）対策本部長に上記要請を行うよう求める。

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃等による火災から保護するとともに、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減することとされている。



## 第 2 節 応急措置等の実施

市長は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、消防機関をはじめとする関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市及び消防組合は、武力攻撃等災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

### 1 武力攻撃等災害の兆候の通報

#### (1) 情報収集及び連絡体制の強化

市は、国の対処基本方針等が定められた場合は、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けない場合にあっても、危機管理センター又は危機管理対策本部等の体制をとって、市域内において武力攻撃等災害が発生した場合における情報収集連絡体制を強化する。

#### (2) 発見者の通報

武力攻撃等災害の兆候(武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など)の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

#### (3) 市長への通報

消防吏員、警察官、海上保安官は、武力攻撃等災害の兆候(武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など)を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、それができないときは、速やかに知事に通報することとされている。

#### (4) 知事への通知

市長は、武力攻撃等災害の兆候を発見した者、又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃等災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

#### (5) 近隣市町村長への連絡

市長は、武力攻撃等災害が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。

### 2 緊急通報

#### (1) 緊急通報の発令

ア 知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の内容の武力攻撃災害緊急通報(以下、「緊急通報」という。)

を発令するものとされている。

【緊急通報の内容】

武力攻撃等災害の現状及び予測

その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

イ 知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村長、府の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知することとされている。

(2) 緊急通報の伝達・通知

市長は、緊急通報の発令の通知を受けたときは、直ちに、警報の場合と同様の方法で緊急通報の伝達・通知を行う。

### 3 退避の指示

(1) 退避の指示者

ア 市長は、武力攻撃等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃等災害の及ばない場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

イ 知事は、武力攻撃等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととされている。

ウ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待っていないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは退避の指示を行うとされている。又、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもが退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出勤を命ぜられた自衛官も行うとされている。

(2) 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達する。又、知事、その他の関係機関に通知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 退避の指示を解除したときは、広報車、立て看板等市民等が十分に了知できる方法でその旨を公示する。また、知事等に通知するとともに、放送事業者に連絡する。

ウ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容についての情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

ア N B C 攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防御手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

### (4) 安全の確保等

ア 市は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃等災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、府警察、海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は必要に応じて、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、武力攻撃災害において退避の指示の伝達を行う市の職員に対して、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

## 4 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供及び助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ 市長は、警戒区域の設定に際しては、(市)対策本部に集約された情報のほか、府警察、海上保安部等、自衛隊などからの助言を踏まえて、その範囲を決定する。また、事態の状況の変化を踏まえて警戒区域の範囲の変更を適切に実施する。

その際、N B C 攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うこととされている。

エ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による措置を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは警戒区域の設定を行うとされている。又、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもがその場にいない場合限り、出勤を命ぜられた自衛官も行うとされている。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置

ア 市長は、警戒区域を設定したときは、努めてロープ、標示板で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 警戒区域内には、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安本部等、消防機関などと連携して、武力攻撃等災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたときは、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整する。

(3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保に十分配慮する。

## 5 消火・救助・救急活動

市長は、消防機関による武力攻撃等災害への対処措置が適切に行われるよう、事態の状況や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、府、府警察及び海上保安本部等などと連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(1) 消防活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、武力攻撃等災害から市民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減することとされている。

この場合において、消防組合は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃等災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の实情に即した以下の活動を行うこととされている。

ア 災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ 応急活動

(7) 消火活動

- a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃等災害の状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- b 延焼形態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧にあたる。

(1) 救助・救急活動

- a 府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の探索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。
- b 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

(2) 相互応援

ア 市長は、市の区域内の消防力では十分に消火・救助・救命活動が実施できない場合、負傷者を搬送するヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、消防組合管理者に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援を要請するよう求める。

イ 消防組合管理者は、前ア項による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃等災害の規模に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

ウ 消防組合管理者は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

また、消防の応援を受けた場合、消防本部等は、火災の状況、地理、水利の情報を応援部隊等に対し積極的に提供するものとする。

エ 市は、消防機関とともに、移送先の選定、移送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部等に応援を要請する。

(3) 安全の確保

ア 市長及び消防組合管理者は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないように国の現地対策本部及び（府）対策本部からの情報を（市）対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察

等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市域が被災していない場合で、被災市町村長から要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき消防本部等が応援を行うとき、市長は、武力攻撃等の状況及び予測、武力攻撃等災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防本部等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動するものとする。

エ 市長もしくは消防長又は水防管理者は、武力攻撃災害において特に現場で活動する市職員、消防職員等、水防団員などに対し、必ず特殊標章を交付し着用させるものとする。

#### (4) 現地調整所の活用

市は、消防機関、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊の部隊などと、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、現地調整所において、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。

#### (5) 市民等への協力要請

市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市の区域に係る武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。

なお、要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施に必要な援助の協力をする者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

## 6 事前措置

(1) 市長は、武力攻撃等災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃等災害が発生した場合にこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対して、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるよう指示する。

緊急を要する場合は、当該設備又は物件の所在地を管轄する警察署長又は海上保安部長等に対し、必要な指示を行うよう要請する。

(2) 知事が緊急の必要があると認めて自ら上記の指示を行い、指示をした旨の連絡を受けたときは、その指示の内容を確認するとともに、関係機関に通知する。

## 7 応急公用負担

(1) 市長は、市の区域において武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとし

ている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次の応急公用負担を行う。

他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石その他の物件を使用し、若しくは収容すること。

武力攻撃等災害が発生した現場の工作物等（対処措置の実施の支障となるもの）の除去その他必要な措置

この際、工作物を除去した場合は、これを保管するものとし、保管に係る手続は災害対策基本法第64条第3項から第6項までの規定に準ずる。

- (2) 上記の措置は、知事、警察署長、海上保安部長等が行う場合がある。これら職権を行うことができる者がその場にいないときに限り、出勤を命ぜられた部隊の自衛官の職務について準用されることとされている。

### 第3節 生活関連等施設の安全確保

#### 1 国、府及び関係機関等の役割

武力攻撃等事態において、武力攻撃等災害の発生又はその拡大を防止するために、生活関連等施設の安全確保については、次のとおり役割が定められている。

##### (1) 国及び国の機関

ア 内閣総理大臣は、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全確保に必要な措置を実施する。

イ 国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について、必要な指示を行う。

ウ 指定（地方）行政機関の長は、関係機関の意見を聴いて、生活関連等施設の管理者に対して、施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

この場合、要請を行った旨を、直ちに、知事に通知する。

##### (2) 府及び府の機関

知事は、関係機関の意見を聴いて、生活関連等施設の管理者に対して、施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

知事は、安全の確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海上保安本部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

##### (3) 府公安委員会

府公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らし特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺地域のうち、必要とする区域を立入制限区域に指定する。警察官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該区域への立入制限や立入の禁止、区域からの退去を命ずることができる。

##### (4) 海上保安部等

海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は事態に照らし特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺地域のうち、必要とする区

域を立入制限区域に指定する。海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該区域への立入制限や立入の禁止、区域からの退去を命ずることができる。

- (5) 生活関連等施設の管理者[指定（地方）行政機関及び地方公共団体の長が管理者の場合を含む。]

内閣総理大臣の指示、又は知事・指定（指定）行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。その際、行政機関等に対し、施設の安全確保のために必要な支援を求める。

- (6) 警察及び消防機関

生活関連等施設の管理者からの支援の求めに応じて、施設の安全確保のための支援を行う。

## 2 対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で、政令で定められたものをいう。

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

| 政令で定められた施設  | 施設の対象範囲が示されている法律 |
|---|------------------|
| 発電所（最大出力5万KW以上）<br>変電所（使用電圧10万V以上）                    | 電気事業法            |
| ガス工作物   | ガス事業法            |
| 取水・貯水・浄水施設又は配水池（1日につき10万m <sup>3</sup> 以上の供給能力を有するもの） | 水道法              |
| 鉄道施設、軌道施設（1日あたりの平均的な利用者が10万人以上）                       | 鉄道事業法、軌道法        |
| 電気通信事業用交換設備（電気通信回線及び移動端末設備が3万未満のものを除く。）               | 電気通信事業法          |
| 放送用無線設備   | 放送法              |
| 水域施設又は係留施設  | 港湾法              |
| 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設                                 | 空港整備法及び航空法       |
| ダム  | 河川管理施設等構造令       |
| 危険物質等の取扱所   | 国民保護法            |



### 3 市が実施する生活関連等施設の安全確保

#### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、武力攻撃等災害の発生のおそれがあるときは、市の区域内にある生活関連等施設の安全に関する情報を自ら又は消防本部若しくは府及び関係機関等から収集する。

#### (2) 知事に対する安全確保のための措置の要請の求め

市は、市の区域内にある生活関連等施設(自ら管理する施設を除く。)について、安全の確保が必要であると認めるときは、知事による当該施設の管理者に対する安全の確保のための措置についての要請を行うよう求める。

#### (3) 市が管理する施設の安全確保

ア 市長は、武力攻撃等事態においては、自らの判断に基づき、あるいは内閣総理大臣の指示又は知事・指定(指定)行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。

この場合、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

イ 市が管理する施設の警備の強化の基準は、次のとおりとする。

(ア) 国内(市域内及び近隣市町村を除く。)において武力攻撃等災害が発生した場合、又は府域内において発生する可能性がある認められる場合

a 有人施設にあっては、必要に応じ、要員を増員して施設内のパトロール等を実施するとともに、府警察に対して、必要な支援を要請する。

b 無人施設にあっては、職員を配置し、前項に準ずる措置を実施する。

c 施設の入り口等に守衛等を配置して、出入門者の身分確認及び監視を行う。

(イ) 市の区域内又は近隣市町村において武力攻撃等災害が発生した場合

a 全ての施設に職員を配置するとともに、府警察に対して、必要な支援を要請する。

b 必要に応じ、知事に対して、府公安委員会に対する立入制限区域の指定について要請するよう求める。

ウ 市は、生活関連等施設に該当しない施設であっても、生活関連等施設に準ずる施設(基準に該当しない浄水・配水・貯水施設)については、必要に応じ前記に準じて施設の安全確保のための措置を実施する。

### 4 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限りの支援を行うこととされている。

## 第4節 危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生の防止

### 1 指定（地方）行政機関及び地方公共団体の責務

指定（地方）行政機関の長及び地方公共団体の長は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、警備の強化を求めるなど災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

### 2 危険物質等

危険物質等とは、武力攻撃等事態において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で次のものをいう。

消防法第2条第7項の危険物（指定数量以上のもの）

毒物及び劇物取締法第2条第1項及び第2項の毒物及び劇物（同法の毒物劇物営業者、特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの）

火薬類取締法第2条第1項の火薬類

高压ガス保安法第2条の高压ガス

原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者が所持するもの）

原子力基本法第3条第3号の核原料物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素及びこれによって汚染された物（許可届出使用者等が所持するもの）

薬事法第44条第1項及び第2項の毒薬及び劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うもの）

電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のもの）内における高压ガス保安法第2条の高压ガス

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び第2項に規定する毒素（業として取り扱う者が取り扱うもの）

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法の許可製造者、許可使用者、承認輸入者、廃棄義務者、届出をした者が所持するもの）

### 3 市長等が命ずることのできる危険物質等に係る措置

#### (1) 対象物質

市長が措置を講ずるよう命じることができる危険物質等は、下記のとおりである。

ア 消防組合が所轄する区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は所轄区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条 ただし、本市で権限を有するのは消防組合管理者）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

(2) 措置命令

市長又は消防組合管理者は、危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、前(1)号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、次の措置を講ずるよう命ずる。

危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号）〔措置1〕

危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）〔措置2〕

危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）〔措置3〕

| 物質の種類と対象範囲を示す法律 |                       | 措置命令者                                       | 措 置                        |     |     |
|-----------------|-----------------------|---|----------------------------|-----|-----|
|                 |                       |   | 措置1                        | 措置2 | 措置3 |
|                 | 危険物<br>【消防法】          | 総務大臣<br>知事<br>市町村長                          | 第12条の3<br>(本市は消防<br>組合管理者) |     |     |
|                 | 毒物及び劇物<br>【毒物及び劇物取締法】 | 厚生労働大臣<br>知事<br>保健所設置市の<br>長(*)<br>特別区の長(*) |                            |     |     |
|                 | 火薬類<br>【火薬類取締法】       | 経済産業大臣<br>国土交通大臣<br>府公安委員会                  | 第45条                       | 同左  | 同左  |
|                 | 高压ガス<br>【高压ガス保安法】     | 経済産業大臣<br>知事                                | 第39条                       | 同左  | 同左  |

|    |   |                            |         |    |    |
|----|---|----------------------------|---------|----|----|
|    | 核燃料物質(汚染物質含む)<br>【原子力基本法】   | 文部科学大臣<br>経済産業大臣<br>国土交通大臣 |         |    |    |
|    | 核原料物質<br>【原子力基本法】   | 文部科学大臣<br>経済産業大臣           |         |    |    |
|    | 放射性同位元素(汚染物質含む)<br>【放射線障害防止法】   | 文部科学大臣                     | 第33条第4項 | 同左 | 同左 |
|    | 毒薬及び劇薬<br>【薬事法】   | 厚生労働大臣<br>知事               |         |    |    |
|    | 事業用電気工作物内の高圧<br>ガス<br>【電気事業法】   | 経済産業大臣                     |         |    |    |
|    | 生物剤及び毒素<br>【生物兵器禁止法】  | 主務大臣                       |         |    |    |
|    | 毒性物質<br>【化学兵器禁止法】   | 経済産業大臣                     |         |    |    |
| 備考 | <p>1 「*」は、地域保健法第5条第1項の政令で定める市</p> <p>2 「 」は国民保護法第103条第3項、「 」は同法106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。</p> <p>3 ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> |                            |         |    |    |

(3) (市)対策本部での調整

避難住民の運送などの措置において、前(1)号に掲げる危険物質等が必要となる場合は、関係機関と(市)対策本部で所要の調整を行う。

(4) 危険物質等の管理状況の報告の求め

市長又は消防組合管理者は、前(2)号の措置命令を実施するため必要があると認めるときは、前(1)号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、危険物質等の管理状況についての報告を求める。

## 第5節 N B C 攻撃による災害への対処

### 1 国及び府の役割

#### (1) 国

ア 内閣総理大臣は、N B C 攻撃による汚染が生じ、人の生命、身体又は財産に危

険が生じるおそれがあると認めるときは、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならないとされている。また、この場合において国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置を講じなければならないとされている。

又、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請することとされている。

イ 指定（地方）行政機関の長は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を行うものとされている。

汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

## (2) 府

知事は、内閣総理大臣からの要請に基づき、前(1)号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」を行うとともに、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長、又は府警察本部長に対し必要な協力を要請することができることとされている。

## 2 市が実施するNBC攻撃による災害への対処

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその周辺地域の市民等に対し、屋内退避を指示するとともに、関係機関からの助言等を得て、速やかに、警戒区域の設定を行う。

市は、関係機関等から汚染物質等に関する情報を入手し、消防職員の協力を得て、対応可能な範囲で、汚染物質及び汚染範囲の特定、被災者の救助等の活動を行う。

### (2) 汚染拡大防止のための措置

ア 市長は、知事から前(1)号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」について

の協力を要請されたときは、府、府警察及び消防本部等と調整してこれらの措置を実施する。

イ 前(1)号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」～を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

また、～を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。

当該措置を講ずる旨

当該措置を講ずる理由

当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前(1)号イ項の～を講ずるとき）、若しくは対象となる建物又は場所（前(1)号イ項の～を講ずるとき）

当該措置を講ずる時期

当該措置の内容

### (3) 関係機関との連携

市は、NBC攻撃が行われた場合は、（市）対策本部に、消防機関、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関からの職員等の派遣を要請し、（市）対策本部において被害に関する情報、関係機関が有する専門的知見、対処能力等の情報を共有し、必要な対処を行う。

この際、必要により、防護服の着用等の安全を確保した上で、災害発生現場に職員を派遣して、現場で活動する関係機関の部隊等の担当者と現地調整所において情報の共有に努める。

### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して対処する。

核攻撃の場合

核攻撃による災害が発生した場合は、（国）対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を、直ちに、府に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、保健所又は衛生研究所を活用し、府警察等の関係機関と連携して、速やかに消毒等の措置を行う。その際、措置にあたる要員には防護服を着用させる。

化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助等に資する情報収集を行うとともに、安全に対応可能な範囲での活動を行う。

#### (5) 要員の安全確保

市は、現場で活動する要員に危険が及ばないように防護服を着用させるほか、災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を現場で活動する要員に速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に特に配慮する。

## 第6節 保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。

### 1 防疫活動

- (1) 市は、感染症法、結核予防法、災害防疫実施要領（厚生労働省）及び国民保護法第121条の規定による特例に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、必要に応じ、防疫活動を実施する。
- (2) 市は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症(エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱)、二類感染症(急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス)、三類感染症(腸管出血性大腸菌感染症)及び指定感染症(インフルエンザ(H5N1))のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。
- (3) 市は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。
- (4) 市は、次の防疫活動を実施する。
  - ア 消毒措置の実施（感染症法第27条）
  - イ ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
  - ウ 避難所の防疫指導
  - エ 衛生教育及び広報活動

- (5) 市は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- (6) 市は、府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第6条）
- (7) 市は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。
- (8) その他、感染症法等により、自ら措置を行う。

## 2 食品衛生監視活動

市は、食品衛生監視班を編制し、食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとりながら、次の業務を実施する。

- 避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視及び検査
- 被災した食品関係営業施設の衛生監視及び検査
- 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視及び検査
- 飲料水の衛生監視、検査
- その他の食品に起因する危害発生の排除
- 食品情報の提供

## 3 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止のため、府と連携して、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項について、市民等への情報提供を実施する。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を確保する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況を把握するとともに、供給能力が不足又は不足すると予想される場合は、府に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

## 4 避難住民等の健康維持活動

市は、府と連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を行う。

### (1) 巡回相談等の実施

ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ 避難住民等の栄養状況を把握し、食糧の供給機関との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ 高度医療を要する在宅医療者を把握し、適切な指導を行う。

### (2) 心の健康相談等の実施

ア 災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に



対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を開設する。

## 5 福祉サービスの提供

市は、府と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体の自発的な協力を得て、継続的に福祉サービスの提供を行う。

### (1) 福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児の迅速な発見、保護に努める。

### (2) 支援活動

市は、府と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体の自発的な協力を得て、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

### (3) 緊急入所等

市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉型避難所への避難又は関係団体の自発的な協力を得て、社会福祉施設及び介護保険施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

## 6 応援要請

市は、防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、府及び近隣市町村に応援を要請する。

## 7 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について、（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

## 第7節 廃棄物の処理

市は、府と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第124条の規定による特例に基

づき、し尿、ゴミ及び瓦礫について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

## 1 し尿処理

### (1) 初期対応

ア 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘察し、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者、乳幼児、女性に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

### (2) 処理活動

ア 速やかに、し尿処理体制を確保する。

イ 消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

ウ 必要に応じて、府及び近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

## 2 ゴミ処理

### (1) 初期対応

ア 避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるゴミの収集処理見込み量を把握する。

イ ゴミ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

### (2) 処理活動

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ゴミの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 防疫上、早期の収集が必要な生活ゴミは、迅速に収集処理する。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ 必要に応じて、府、近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

## 3 がれき処理

### (1) 初期対応

ア がれきの発生量を把握する。

イ がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

## (2) 処理活動

- ア がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ウ アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民等及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ 必要に応じて、府、近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

## 第8節 被災情報の収集・報告・公表

### 1 情報収集活動

- (1) 市長は、区役所及び出先事務所等並びに市民等からの通報により武力攻撃等に伴う被災状況を把握するとともに、関係機関等を通じて積極的に情報を収集する。  
この際、消防本部の協力を得て、高所カメラを活用するとともに、被災地域が特定できる場合は職員を直接現地に派遣して詳細な情報の収集に努める。
- (2) 収集した情報は、庁内LANを利用して関係部署に通知するとともに、(市)対策本部等において整理し、適時に(市)対策本部長に報告する。

### 2 知事に対する報告及び関係機関への通知

- (1) 市長は、火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知)に基づき、武力攻撃等災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃等災害の状況の概要、人的・物的被害の状況等について、電子メール、ファクシミリ等により、直ちに、第一報を知事に報告する。
- (2) 市長は、府に対する第一報の被災情報の報告後も、随時被災情報の収集に努め、新たに判明した事項については、知事が指定する時間に第二報以下として、次の様式で知事に報告する。  
ただし、新たに重大な被害が発生した場合など、緊急に報告する必要があると認めるときは、「火災・災害等速報要領」に基づき報告する。
- (3) 収集した情報は、速やかに関係機関等に通知するとともに、情報の信頼性等の確認を行う。

### 3 公表

市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民(緊急対処)保護措置の実施状況等について、広報担当者により、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行う。

## 第9節 文化財の保護

### 1 府が実施する文化財の保護措置

#### (1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃等災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知することとされている。

イ 当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡することとされている。

#### (2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 府教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続きに従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たることとされている。

イ 府教育委員会は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝との管理責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならないとされている。

### 2 文化財の保護措置に対する協力

市（市教育委員会）は、重要文化財等及び国宝等の被害状況を把握して、府（府教育委員会）に報告する。

また、府教育委員会が実施する重要文化財等に関する命令又は勧告、国宝等への被害を防止するための措置を実施するため必要な情報を提供するとともに、府（教育委員会）の求めに応じて文化財の所有者等との連絡調整に当たる。

## 第5章 石油コンビナート等地域における災害対処

市は、石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃等災害が発生した場合は、周辺地域を含む石油コンビナート等地域における災害対処を適切に実施する。

### 第1節 武力攻撃等災害への対処のための体制の確立

#### 1 原因が不明な事案が発生した場合

##### (1) 危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部の設置

市は、石油コンビナート等特別防災区域において、原因が不明な事案が発生した場合は、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める防災体制に応じて、次のとおり本部組織を立ち上げる。

府が第一次又は第二次防災体制をとるときは、市は危機管理センターを開設する。

府が総合防災体制をとるときは、市は危機管理対策本部又は災害対策本部を開設し、危機管理対策本部又は災害対策本部室内に現地本部を併設する。

##### (2) 危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部との関係

ア 危機管理対策本部又は災害対策本部は、住民の避難、避難住民等の救援、災害の拡大防止等の措置を総合的に実施するとともに、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める市の役割分担に基づく措置を実施する。

イ 現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。

ウ 危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部は、災害に関する情報を共有し、災害への対処措置を行う場合は、措置の内容について相互に調整する。

#### 2 (市)対策本部の設置の指定を受けた場合

##### (1) (市)対策本部の設置

市長は、対策本部の設置の指定の通知を受けた場合は、直ちに(市)対策本部を設置し、危機管理対策本部又は災害対策本部を設置している場合はこれを廃止する。この場合において、現地本部が併設されている場合は(市)対策本部室内に引き続き併設する。

##### (2) (市)対策本部と現地本部との関係

ア (市)対策本部長は、住民(周辺の市民等を含む。)の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃等災害への対処等の国民(緊急対処)保護措置を総合的に推進する。

- イ 現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。
  - ウ (市)対策本部長は、国民(緊急対処)保護措置として実施する第4章第4節に定める危険物質等に係る災害の拡大を防止するための措置については、現地本部又は防災本部に要請する。
  - エ 防災本部からの指示に基づき現地本部が実施する措置については、(市)対策本部に通知するよう、(府)対策本部長に要請する。
- (3) 武力攻撃等事態の認定が行われた場合における「大阪府石油コンビナート等防災計画」との関係
- 第1章第6節に定める関係機関の役割のうち、避難及び救援に関する部分は、国民保護法が適用されるため、国民(緊急対処)保護措置として本編第2章及び第3章に基づき実施する。

## 第2節 避難

### 1 警報の伝達

- (1) 石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者に対する警報の伝達は、本編第2章第1節に定めるところにより実施する。
- (2) 特定事業所に対する警報の伝達は、防災行政無線のほか、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める連絡体制にしたがって行う。

### 2 避難の指示

- (1) 石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者に対する知事からの避難指示の伝達は、本編第2章第2節に定めるところにより実施する。
- (2) 特定事業所に対する避難の指示の伝達は、防災行政無線のほか、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める連絡体制にしたがって行う。
- (3) 市長は、知事からの避難の指示を待ついとまがないと認めるときは、直ちに周辺の市民等に対し退避の指示を行う。

この場合、次項(1)号の一時集合場所を退避先として指示する。

### 3 避難実施要領の策定

#### (1) 周辺の市民等の避難

石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者の避難にあたっては、本編第2章第3節第2項の要領に準ずるほか、次の事項についても考慮する。

一時集合場所を特別防災区域の近傍（1～2 Kmを基準 旧大阪府産業廃棄物処分場所等）及び特別防災区域内の安全な場所にあらかじめ定めておく。

旧大阪府産業廃棄物処分場所からの避難については、海上保安部等、府警察、消防機関及び自衛隊等と連携して、海路（船舶）又は空路（ヘリコプター）の使用を計画する。

#### (2) 特定事業所の避難

特定事業所の従業員等の避難については、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、特定事業所があらかじめ作成した避難計画を準用する。

この場合、避難先は、原則として、一時集合場所とし、一時集合場所からの避難については本計画による。

### 4 避難誘導

(1) 陸上における避難誘導は、本編第4章第3節第4項の要領に準ずる。

(2) 海路を利用する場合は、乗・下船位置に職員等を配置するほか、海上における誘導は、海上保安部長等に要請する。

(3) 空路を利用する場合は、発着地点に職員等を配置する。

### 第3節 避難住民等の救援

本編第3章による。

### 第4節 武力攻撃等災害への対処

#### 1 石油コンビナート等災害防止法の適用

(1) 石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃等災害への対処にあたっては、石油コンビナート等災害防止法が適用されることになっており、適用にあたり、市長は、異常現象の発生と発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災本部へ報告することとされている。

(2) 市長が実施することとされている事務については、「石油コンビナート等災害防止法の施行に関する覚書（平成12年4月1日）」を適用する。

#### 2 生活関連等施設の安全確保

市は、石油コンビナート等地域にある生活関連等施設の安全確保については、本編第4章第3節によるほか、以下の措置を行う。

##### (1) 立入制限区域設定等

ア 石油コンビナート等地域における武力攻撃等災害の発生のおそれがあるときは、知事に対し、特別防災区域の全域及び必要に応じ周辺地域（海上を含む。）の立

入制限区域への指定を要請するよう求める。

イ 市長は、周辺地域（海上を除く。）が立入制限区域に含まれる場合は、あらかじめ知事と指定区域の範囲及び指定区域内の市民等に対する措置について調整する。

## (2) 警戒区域の設定

ア 市長は、武力攻撃等災害が発生し、周辺地域に拡大するおそれがある場合は、ただちに、該当する地域を警戒区域に設定するとともに、市民等の安全確保のための避難若しくは退避の措置の必要性について、知事と調整する。

イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、知事あるいは立入制限区域を指定する府公安委員会又は海上保安部長等と、区域の設定又は指定あるいはその範囲について調整する。

この場合、警戒区域と立入制限区域が重なる場合は、原則として立入制限区域の指定を優先し、警戒区域の設定は行わないものとし、指定区域内における国民（緊急対処）保護措置は（府）対策本部長が総合調整するよう要請する。

## 3 危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生防止

本編第4章第4節に定めるところによる。

## 4 NBC攻撃による災害への対処

第4章第6節によるほか、次の措置を行う。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域において核兵器等による攻撃が行われ、被災者の救難及び救助の措置が必要なときは、特定事業所の管理者は、事業所内の最も安全な施設に従業員を避難させ、国による措置の指示があるまで従業員等の安全を確保するものとする。

この際、石油コンビナート等特別防災区域内に在る市民等に対しても施設を開放して受け入れるものとする。

(2) 市長は、知事から避難の指示が行われると予想されるときは、状況に応じて知事に対し、海路及び空路からの避難を要請する。

(3) 市長は、知事からの避難の指示を待ついとまがないと認めるときは、海上保安部長等に海路からの退避を要請するとともに、知事に対し必要な支援を要請する。



## 第 6 章 国民生活の安定

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下、「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するための措置等を府等の関係機関と連携して実施する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告及び申請等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃等事態において水を安定的かつ適切に供給するために、府と連携して必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

市は、河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。